

## 1. 目的

犬山市立楽田小学校は、昭和30年代から昭和50年代にかけて建設されており、老朽化が進んでいる。近い将来、起こると予想されている大地震や、近年になって頻発する集中豪雨など、災害時における児童、学校利用者の安全確保と、学習環境の整備向上が急務となっており、これらの課題に対応するために、楽田小学校施設の改築、改修が必要になっている。

本事業の基本設計にあたっては、学校関係者をはじめ、地域住民からのニーズを反映することのできる柔軟かつ高度な発想力、設計能力、豊富な経験等を設計者に求めたくプロポーザルを実施するものである。

## 2. 事業計画概要

「犬山市立楽田小学校改築工事等事業計画の概要（資料1）」のとおり

## 3. 業務概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 委託業務名 | 犬山市立楽田小学校改築工事等基本設計業務                                 |
| (2) 期限    | 平成29年3月を予定   |
| (3) 業務内容  | ①基本設計業務<br>②各種説明会、会議等への参加・協力、資料作成<br>③ワークショップの実施及び運営 |
| (4) 発注者   | 犬山市長 山田 拓郎   |

## 4. 参加表明書の作成方法

「犬山市立楽田小学校改築工事等基本設計者選定プロポーザル参加表明書等作成要領（資料4）」による。

## 5. 技術提案書の作成方法及び課題

「犬山市立楽田小学校改築工事等基本設計者選定プロポーザル技術提案書作成要領（資料5）」による。

## 6. 審査

- (1) 一次審査（書類審査）  
平成28年7月中旬予定
- (2) 二次審査  
平成28年8月上旬予定

## 7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語、通貨：日本語、日本円

(2) 無効となる参加表明書またはプロポーザル

参加表明書等が次の一つに該当する場合には無効になることがある。

① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

⑤ 許容されていない表現方法が用いられているもの。

⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む）が、製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(4) 非特定理由の説明

参加表明書等を提出した者のうちプロポーザルを特定されなかった者に対してその旨及びその理由を書面により通知する。

(5) その他

① 提出された参加表明書等は、提出者の選定及びプロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

② 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

③ 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成することがある。

④ 提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書等に記載した配置予定の技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更することができない。

⑤ 提出された参加表明書等は返却しない。